

令和7年12月市議会定例会付議事項の主要内容

No.	議案番号	付 議 事 項	主 要 内 容
1	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者推薦の諮問について	<p>< 氏 名 > 北畑 吉昭</p> <p>< 氏 名 > 植木 政隆</p>
2	議案第 79 号	ごみ処理施設第二工場基幹的施設整備工事請負契約締結について	<p>< 契 約 金 額 > 2, 6 0 3, 7 0 0, 0 0 0 円</p> <p>< 契 約 先 > 川崎重工業株式会社関西支社</p> <p>< 工 事 内 容 > 第二工場の延命化を目的とした燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備の基幹的施設整備</p> <p>< 工 期 > 議決日から令和13年3月31日まで</p>
3	議案第 80 号	高槻市立市民プール他複合施設空調設備等最適化事業契約締結について	<p>< 契 約 金 額 > 8 6 9, 0 0 0, 0 0 0 円</p> <p>< 契 約 先 > 東芝エレベータ株式会社関西支社</p> <p>< 事 業 内 容 > 設計・施工業務 空調設備の高効率化、全照明設備のLED化 維持管理業務 空調設備等の性能検証・維持管理業務</p> <p>< 契 約 の 期 間 > 議決日から令和11年3月31日まで</p>
4	議案第 81 号	高槻市営富寿栄住宅建替事業事業契約締結事項中一部変更について	<p>令和6年9月3日議決第64号の変更議案</p> <p>< 変 更 理 由 > 物価変動率の上昇に伴い、契約金額を変更するもの。</p> <p>< 変 更 前 > 8, 0 0 6, 7 3 3, 7 1 3 円</p> <p>< 変 更 後 > 8, 2 1 0, 0 1 8, 3 0 1 円</p>
5	議案第 82 号	令和7年産精米（地元産）購入契約締結について	<p>< 契 約 金 額 > 5 1, 8 4 0, 0 0 0 円</p> <p>< 契 約 先 > 高槻市農業協同組合</p> <p>< 契 約 概 要 > 令和7年産精米（地元産） 12, 0 0 0 袋（総量60t）</p> <p>< 納 期 > 令和8年2月7日まで</p>

No.	議案番号	付 議 事 項	主 要 内 容	
6	議案第 83号	高槻市企業版ふるさと納税基金条例制定について	<令和7年12月市議会提出予定条例議案概要のとおり> (6～10ページ参照)	
7	議案第 84号	高槻市情報公開条例中一部改正について		
8	議案第 85号	高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例中一部改正について		
9	議案第 86号	高槻市職員の旅費に関する条例中一部改正について		
10	議案第 87号	高槻市火災予防条例中一部改正について		
11	議案第 88号	高槻市手数料条例中一部改正について		
12	議案第 89号	高槻市立ひかり湯条例廃止について		
13	議案第 90号	高槻市立たかつき未来パーク条例制定について		
14	議案第 91号	高槻市立保育所条例中一部改正について		
15	議案第 92号	高槻市立たかつき未来パーク整備運営事業契約締結について		< 契 約 金 額 > 6,726,245,804円 < 契 約 先 > たかつき共創パートナーズ株式会社 < 事 業 内 容 > 施設整備業務(設計業務、建設業務、工事監理業務) 施設整備期間中の気運醸成業務、開館準備業務 維持管理業務、運営業務 < 契 約 の 期 間 > 議決日から令和21年3月31日まで
16	議案第 93号	高槻市立前島熱利用センターの指定管理者の指定について		< 指 定 する 団 体 > 高槻都市開発グループ < 構 成 員 > 高槻都市開発株式会社 株式会社アクアティック 大林ファシリティーズ株式会社大阪支店 < 指 定 期 間 > 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

No.	議案番号	付議事項	主要内容
17	議案第 94号	高槻市立番田熱利用センターの指定管理者の指定について	<p>< 指定する団体 > 株式会社エヌ・エス・アイ 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 株式会社入谷商会 共同企業体</p> <p>< 構 成 員 > 株式会社エヌ・エス・アイ 三菱電機ビルソリューションズ株式会社関西支社 株式会社入谷商会</p> <p>< 指 定 期 間 > 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p>
18	議案第 95号	高槻市営桃園町駐車場ほか2施設の指定管理者の指定について	<p>< 指定する施設 > 高槻市営桃園町駐車場 高槻市営高槻駅南立体駐車場 高槻市営高槻駅北地下駐車場</p> <p>< 指定する団体 > タイムズ・太平ビルグループ</p> <p>< 構 成 員 > タイムズ24株式会社 タイムズサービス株式会社 太平ビルサービス大阪株式会社</p> <p>< 指 定 期 間 > 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p>
19	議案第 96号	高槻市立高槻自転車駐車場ほか5施設の指定管理者の指定について	<p>< 指定する施設 > 高槻市立高槻自転車駐車場 高槻市立高槻駅南自転車駐車場 高槻市立紺屋町自転車駐車場 高槻市立紺屋町第2自転車駐車場 高槻市立高槻駅北地下自転車駐車場 高槻市立高槻駅北第2自転車駐車場</p> <p>< 指定する団体 > ミディ総合管理株式会社</p> <p>< 指 定 期 間 > 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p>
20	議案第 97号	高槻市立摂津富田駅前自転車駐車場ほか1施設の指定管理者の指定について	<p>< 指定する施設 > 高槻市立摂津富田駅前自転車駐車場 高槻市立上牧駅自転車駐車場</p> <p>< 指定する団体 > ミディ総合管理株式会社</p> <p>< 指 定 期 間 > 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p>

No.	議案番号	付議事項	主要内容
21	議案第 98号	高槻市立芸術文化劇場ほか3施設の指定管理者の指定について	<p>< 指定する施設 > 高槻市立芸術文化劇場（北館、南館） 高槻市立生涯学習センター 高槻市立総合市民交流センター 高槻城公園（大手地区、北エリア、中央エリア）</p> <p>< 指定する団体 > 公益財団法人高槻市文化スポーツ振興事業団</p> <p>< 指定期間 > 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p>
22	議案第 99号	高槻島本夜間休日応急診療所の指定管理者の指定について	<p>< 指定する団体 > 公益財団法人大阪府三島救急医療センター</p> <p>< 指定期間 > 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p>
23	議案第 100号	高槻市立総合保健福祉センター内口腔保健センターの指定管理者の指定について	<p>< 指定する団体 > 一般社団法人高槻市歯科医師会</p> <p>< 指定期間 > 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</p>
24	議案第 101号	高槻市立たかつき未来パークの指定管理者の指定について	<p>< 指定する団体 > たかつき共創パートナーズ株式会社</p> <p>< 指定期間 > 令和11年4月1日から令和21年3月31日まで</p>
25	議案第 102号	不動産（建物）の無償譲渡について	<p>< 譲渡概要 > 高槻市古曾部町2丁目8番9号 鉄筋コンクリート造 陸屋根 2階建 延床面積 996.16㎡</p> <p>< 譲渡の相手方 > 社会福祉法人照治福祉会</p> <p>< 譲渡の時期 > 令和9年4月1日</p> <p>< 譲渡の条件 > 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の運営の用に供する</p>

No.	議案番号	付議事項	主要内容
26	議案第 103 号	令和7年度高槻市一般会計補正予算(第5号)	<p>< 補正額 > 1,574,582千円</p> <p>< 補正後の総額 > 152,811,342千円</p> <p>< 繰越明許費 > プレミアム付商品券事業 2,128,178千円</p> <p>< 債務負担行為補正 > 高槻警察署新築用地残置物撤去事業の期間及び限度額設定 令和8年度 13,490千円 排水機場等維持管理業務の期間及び限度額設定 令和7年度から令和8年度まで 91,900千円 中学校生徒用端末更新業務の期間及び限度額設定 令和7年度から令和8年度まで 537,658千円</p> <p>< 地方債補正 > △250,400千円 (11ページ参照)</p>
27	議案第 104 号	令和7年度高槻市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	<p>< 補正額 > 5,082千円</p> <p>< 補正後の総額 > 33,560,435千円 (11ページ参照)</p>
28	議案第 105 号	令和7年度高槻市下水道等事業会計補正予算(第2号)	<p>< 債務負担行為補正 > 排水機場等維持管理業務の期間及び限度額設定 令和7年度から令和8年度まで 244,600千円 (11ページ参照)</p>

令和7年12月市議会提出予定条例議案概要

議案 番号	付 議 事 項	理 由 及 び 要 旨	備 考
8 3	高槻市企業版ふるさと納税基金 条例制定について	<p>まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する費用に充てる企業版ふるさと納税に係る寄附金を積み立てるため、高槻市企業版ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を次のとおり設置する。</p> <p>(1) 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。（第2条関係）</p> <p>(2) (1)のほか、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととする等、基金の管理及び運用に関し必要な事項を定める。（第3条－第5条関係）</p>	公布の日から施行する。
8 4	高槻市情報公開条例中一部改正 について	高槻市行政不服等審査会の答申（令和7年10月17日付け）を踏まえ、職員個人の権利、利益が不当に害される事態を防止し、職員が萎縮することなく職務遂行できる勤務環境を確保するため、公文書公開制度における公務員等の職務の遂行に係る情報のうち「氏名」を非公開情報とするほか、所要の規定整備を行う。（第6条関係）	令和8年1月1日から施行し、同日以後にされた公開請求に係る公開決定等について適用する。
8 5	高槻市行政手続における個人番号の利用等に関する条例中一部改正について	市民の利便性の向上及び事務処理の効率化を図るため、市の機関は、障害者及び障害児に対する負担の軽減に係る助成に関する事務について個人番号を利用することができることとするとともに、当該事務を処理するために必要な限度で、当該機関が保有する特定個人情報を利用することができることとする。（別表第1及び別表第2関係）	規則で定める日から施行する。
8 6	高槻市職員の旅費に関する条例 中一部改正について	<p>「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）」による国家公務員等の旅費制度の見直しに準じ、次のとおり改正を行う。</p> <p>1 高槻市職員の旅費に関する条例の一部改正</p> <p>(1) 旅行者に対する旅費の支給に代えて、旅行代理店等に対し、旅費に相当する額を支払うことができることとする。（第3条関係）</p> <p>(2) 鉄道賃の急行料金等の支給に係る旅行距離（現行：片道100キロメートル以上）による制限を廃止する。（旧第15条関係）</p> <p>(3) 宿泊費（現行：宿泊料）について、国家公務員の例に準じて定める1夜当たりの額</p>	令和8年4月1日から施行し、同日以後に出発する旅行から適用する。

の範囲内の実費額（現行：1夜当たりの定額）を支給することとする。（第5条第6項関係）

(4) 移動及び宿泊が一体となった旅行に要する経費として支給する包括宿泊費を新たに設ける。（第5条第7項関係）

(5) 日当を宿泊を伴う旅行にのみ支給する宿泊手当とし、その額は、1夜につき2,400円（現行：1日につき2,600円（特別職の職員にあっては、3,000円））とする。（第5条第8項関係）

(6) 転居費（現行：移転費）について、赴任に伴う転居に要する費用の実費額（現行：路程に応じた定額）を支給することとする。（第5条第9項関係）

(7) 着後滞在費（現行：着後手当）について、5夜分を限度として、実際に宿泊した夜数に応じた宿泊費及び宿泊手当の合計額（現行：5夜分の宿泊料及び日当）を支給することとする。（第5条第10項関係）

(8) 家族移転費（現行：扶養親族移転料）について、支給対象を同居する家族（現行：扶養親族）とするとともに、職員が移転するものとして算定した額に相当する額を支給することとする。（第5条第11項関係）

(9) その他所要の改正を行う。

2 次に掲げる条例の適用を受ける職員に支給する旅費の額は、高槻市職員の旅費に関する条例（以下「旅費条例」という。）の適用を受ける特別職の職員の例によることとする。（附則第5項関係）

(1) 高槻市教育委員会の教育長の給与等に関する条例

(2) 高槻市公営企業の管理者に関する条例

3 次に掲げる条例の適用を受ける職員（(4)に掲げるものにあつては、パートタイム会計年度任用職員に限る。）に支給する旅行に係る費用弁償は、旅費条例に規定する交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、旅費条例の適用を受ける特別職の職員又は一般職の職員の例により支給することとする。

(1) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（附則第6項関係）

(2) 高槻市消防団条例（附則第7項関係）

(3) 高槻市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（附則第8項関係）

(4) 高槻市会計年度任用職員の給与等に関する条例（附則第9項関係）

87	高槻市火災予防条例中一部改正について	<p>令和7年2月に発生した大規模な林野火災を踏まえ、林野火災の予防の実効性を高めるため、次のとおり改正を行う。</p> <p>(1) 林野火災に関する注意報（第29条の8関係）</p> <p>ア 市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報（以下「林野火災注意報」という。）を発令することができることとする。</p> <p>イ 林野火災注意報が発せられたときは、当該林野火災注意報が解除されるまでの間、火の使用の制限に努めなければならないこととする。</p> <p>ウ 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、イの火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができることとする。</p> <p>(2) 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとする。（第29条の9関係）</p> <p>(3) その他所要の規定整備を行う。</p>	令和8年1月1日から施行する。
88	高槻市手数料条例中一部改正について	「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）」により、本条例において引用するマンションの管理の適正化の推進に関する法律の条項が移動したため、所要の規定整備を行う。（別表第14関係）	公布の日から施行する。
89	高槻市立ひかり湯条例廃止について	<p>1 市営富寿栄住宅の建替えにより入浴設備が整備されたため、同住宅の入浴施設としての役割を終えた市立ひかり湯を廃止する。</p> <p>2 1に伴い、議会の議決又は同意に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例を改正し、5年を超える期間にわたる独占的な利用をさせるときに議会の議決に付すべき公の施設から、市立ひかり湯を削る。（附則第3項関係）</p>	令和8年4月1日から施行する。
90	高槻市立たかつき未来パーク条例制定について	<p>全ての人々が安心して、楽しく過ごせるにぎわいのある地域社会の未来を創造するとともに、世代や障害の有無等にかかわらず、全ての人々の交流の推進及び活躍の場の創出に寄与するための地域共生社会のモデル空間として、次のとおり高槻市立たかつき未来パーク（位置：高槻市川添一丁目19番1号）を設置する。</p>	令和11年4月1日から施行する。

- (1) 市立たかつき未来パークは、次に掲げる事業を行うこととする。（第4条関係）
- ア 全ての人々が安心して、楽しく過ごせるにぎわいのある地域社会の創造のための事業の実施に関する事
 - イ 世代や障害の有無等にかかわらず、全ての人々の交流の推進及び活躍の場の創出のための事業の実施に関する事
 - ウ 全ての人々が安心して、楽しく過ごせるにぎわいのある地域社会の未来の創造等のための施設の供与に関する事
 - エ 地域共生社会への理解促進のための事業の実施に関する事
 - オ 福祉の相談に関する事
 - カ その他市長が必要と認める事業
- (2) 利用者の利便性の向上及び管理の効率化を図るため、市立たかつき未来パークの管理を指定管理者に行わせることとし、指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。（第5条～第8条関係）
- ア (1)に掲げる事業（オを除く。）の実施に関する事
 - イ 行為の制限に係る許可及び未来パークセンターの使用許可に関する事
 - ウ 市立たかつき未来パークの管理に関し市長が必要と認める業務
- (3) 未来パークセンターの使用できる日及び時間を次のとおり定める。（第15条及び第16条関係）
- ア 使用できる日 1月4日から12月28日まで
 - イ 使用できる時間 午前9時から午後7時まで
- (4) 市立たかつき未来パークにおいて次に掲げる行為をする場合の使用料をそれぞれ定める。（第9条及び別表第1関係）

種 別	使 用 料
行商、募金その他これらに類する行為をする場合	1平方メートルにつき1日200円（未来パークセンターにあつては、1平方メートルにつき1時間40円）
業として写真を撮影する場合	1人につき1日520円
業として映画を撮影する場合	1件につき1日4,190円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをする場合	1平方メートルにつき1日10円
興行を行う場合	

※ 未来パークセンター（行商、募金その他これらに類する行為をする場合を除く。）
）、屋根付きテラス及び大屋根広場にあつては、この表に規定する額の2倍に相当する額とする。

(5) 市立たかつき未来パークに設置する施設について、使用料をそれぞれ定める。（第9条及び別表第2関係）

ア 未来パークセンター

使用施設	使用料（1時間につき）
多目的スタジオ	600円
キッチンスタジオ	900円
クラフトルーム	900円
会議室1	1,000円
会議室2	1,400円
会議室3	1,300円
多目的ホール	4,000円

※ 市民以外が利用する場合、営利目的の場合又は入場料等を徴収する場合は、2倍相当額とする。

イ 駐車場

駐車できる車両の種類	使用料（1日1回につき）
普通自動車及び準中型自動車	30分までごとに120円（ただし、2時間30分を超える場合にあつては、600円）
中型自動車	1,000円
大型自動車	2,000円

(6) その他市立たかつき未来パークの管理に関し必要な事項を定める。

9 1 高槻市立保育所条例中一部改正について

高槻市民営化認定こども園運営事業者選定委員会の決議（令和7年10月23日付け）に基づき、市立磐手保育所を民営化し認定こども園として運営する事業者を選定したことに伴い、同保育所を廃止する。（別表関係）

令和9年4月1日から施行する。

令和7年度12月補正予算主要内容

種 別	事業名等	補正額(千円)	主 要 内 容	種 別	事業名等	補正額(千円)	主 要 内 容	
一 般 会 計 歳 出								
総合戦略部	財産管理事務 (債務負担行為)	32,900	高槻警察署建設予定地内の地中障害物撤去に係る負担金(令和7年度分) 令和8年度	一 般 会 計 入 歳	国庫支出金	10,404	社会保障・税番号制度交付事務費補助金 △ 5,798	
		(13,490)				都市構造再編集集中支援事業費補助金 3,300		
	重層的支援体制整備事業交付金 12,902							
健康福祉部	●社会福祉協議会補助 たかつき未来パーク整備 ●社会福祉施設等物価高騰対策支援 ●配食サービス事業者物価高騰対策支援 ●地域医療活動補助	1,850	物価高騰の影響を受けている地区福祉委員会の活動に対する支援金		府支出金		△ 812	重層的支援体制整備事業交付金 6,479
		13,728	土地開発公社からの公共用地買戻しに係る公有財産購入費及び補償金					公立学校情報機器整備事業費補助金 △ 7,291
		66,400	物価高騰の影響を受けている社会福祉施設等に対する支援金		繰入金		1,089,000	財政調整基金
		4,400	物価高騰の影響を受けている配食サービス事業者に対する支援金				諸収入	726,390
76,000	物価高騰の影響を受けている保険医療機関及び保険薬局に対する支援金					プレミアム付商品券販売収入 680,000		
子ども未来部	●教育・保育施設等物価高騰対策支援	26,700	物価高騰の影響を受けている就学前の教育・保育施設等に対する支援金		市債		△ 250,400	社会福祉施設整備事業債 3,600 学校等教育施設整備事業債 △ 254,000
都市創造部	排水機場等維持管理 (債務負担行為)	(91,900)	農業用排水機場等の維持管理業務 令和7年度から令和8年度まで		国民健康保険特別会計	(歳入)	5,082	一般会計繰入金
街にぎわい部	●農業振興 ●プレミアム付商品券	6,697	物価高騰の影響を受けている販売農家に対する支援金	(歳出)		5,082		
		2,128,178	物価高騰の影響を受けている市民及び事業者を支援するためのプレミアム付商品券を発行	総務費				
教育委員会	GIGAスクール管理運営 (債務負担行為)	(537,658)	中学校の生徒一人一台端末の更新 令和7年度から令和8年度まで	下水道等事業会計	排水機場等維持管理 (債務負担行為)	(244,600)	公共下水道雨水ポンプ場等の維持管理業務 令和7年度から令和8年度まで	
その他	人件費	△ 402,175	休業、退職者等による減など					
	繰出金	5,082	国民健康保険特別会計					
	公債費	△ 77,480	新規借入額の確定による減など					

●は物価高騰対応関連の市独自施策